

子育て世帯臨時特例給付金も受付中です

子育て世帯臨時特例給付金とは、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和する等の観点から、臨時的な給付措置として支給するものです。公務員以外の支給対象者の方には、「児童手当・特例給付現況届」と一体様式となった申請書をすでに送付しております。申請されてみえない方は、現況届の届出にあわせてお早めに手続きしてください。

1. 支給対象者・児童

基準日(平成27年5月31日)における平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者および要件を満たす方が支給対象者、その児童(中学生以下)が対象児童となります。

2. 給付額

対象児童1人につき**3,000円** 支給は1回限りです(10月15日(木)支給予定)。

3. 申請期間

平成27年**6月1日(月)**～平成27年**10月1日(木)**

※児童手当現況届の提出期限は6月末まで、すでに期限が過ぎております。まだ申請されてみえない方は、現況届にあわせてお早めに手続きしてください。

4. 提出先

役場1階 町民課(☎内線2111)
および 各出張所

公務員の方は、役所で児童手当を支給していないので、給付金の対象者が分からない…だから忘れないでちゃんと手続きしてね。職場から申請書を受け取ったか、今すぐカクニンジャ!



公務員の方も手続きを忘れないで!!

申請書は、児童手当の現況届とともに所属庁(職場)から配布されます。

申請をするためには、申請書の「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の記載等(所属庁による平成27年6月分の児童手当の受給証明を受けること)が必要ですので、申請書に必要事項を記載の上、児童手当現況届とともに所属庁に提出し、所属庁の証明を受けた上で、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村に申請してください。

※申請期間は市区町村ごとに違うため、提出先の市区町村に確認ください。



★振り込め詐欺・個人情報の詐欺に注意!!

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の関係で、町の職員がご自宅を訪問したり、電話をかけて次のことを求めることは絶対にありません!!

- ・ 町民のみなさまの銀行口座の番号などの個人情報を照会する。
- ・ ATM(銀行、コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いする。
- ・ 手数料などの振込を求める。

ご自宅や職場などに本町や厚生労働省(の職員)などを装った不審な電話がかかってきたり、訪問があれば、迷わず、110番してください。文書などが届いた場合は、最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。



● 2つの給付金ホームページ

<http://www.2kyufu.jp/index.html> 「2つの給付金」で検索!